

岐阜市民芸術文化・スポーツ基金

文化事業の 一部経費を助成します

演奏会、展覧会や書籍の出版、
文化的研修事業など

岐阜市の文化の継承及び創造に寄与すると認められる個人・団体に対し、その事業に必要な経費の一部を助成し、市民の文化活動の振興を図ることを目的としています。

対象分野

① 舞台芸術

② 美術

③ 文芸

④ 1～3に準ずる分野

対象経費

会場費

岐阜市内の会場に限ります（公営・民営は不問）

印刷・録音・
録画費

会場費・
講師謝金

助成金額は、対象経費内で20万円を超えない額。審査会の結果により減額される場合もあります。
(対象事業について岐阜市から補助金等の名目で資金が交付される場合、その額を控除します)

対象要件

次の（1）から（3）の要件をすべて満たすこと。

- (1) 岐阜市を拠点に活動し、一定の実績があるかその見込みがある個人・団体が主催する事業
- (2) 趣旨がこの制度の目的に沿い、実施が確実である事業
- (3) 主として岐阜市民を対象とし、広く市民に公開される事業

なお、次のような活動は、助成の対象となりませんのでご注意ください。

- ・特定の個人・団体の宣伝または営利を主たる目的とする事業
- ・学校教育法で規定されている学校、各種学校、専修学校が主催する文化行事
- ・成果発表の内容が、申請者の自己研修の域にとどまる事業
- ・過去5年間に当助成を受けた実績がある個人・団体が実施する事業



申請方法

「文化事業助成申請書」を岐阜市生涯学習センターへ提出してください。ホームページからダウンロードもできます。

提出締切

実施する月によって異なります。

4月～9月の事業 1月31日

10月～3月の事業 7月31日

申し込み・問い合わせ先

岐阜市生涯学習センター 文化振興係

〒500-8521 岐阜市橋本町 1-10-23 ハートフルスクエア-G内

TEL：058-268-1050

ハートフルスクエア-G



あなたの文化事業を応援します！